

## カン・小型金属類の分別及び売払い業務仕様書

1 業 務 名 資源物売払い業務（カン・小型金属類）

2 業 務 期 間 令和8年4月1日 から 令和8年7月31日

3 品目及び予定量

品目及び予定量は次のとおりである。予定量は令和7年度実績の平均をもとに算出したものであり、本業務の取り扱い数量を保証するものではない。

単位：k g / 4ヶ月

| 品目    | 回収見込み量 |
|-------|--------|
| スチール缶 | 939    |
| アルミ缶  | 2,060  |
| ビン    | 141    |
| 鉄類    | 2,478  |
| 家電類   | 1,210  |
| その他   | 144    |
| 合 計   | 6,972  |

4 カン・小型金属類の分別内容及び資格

カン・小型金属類の分別の内容及び資格は以下のとおりである。

- (1) 飛散、流出及び地下に浸透する恐れのない施設で、周辺的生活環境に影響を及ぼさないこと。
- (2) 資源物中の異物については極力その割合を下げるように努め、再資源化できるものは可能な限り再資源化を行うこと。
- (3) 分別処理は、選別ラインを有している施設で行うこと。

5 売払い料の支払

- (1) 売払い料の算定については、発注者が各品目ごとに搬出量を算出し、毎月末日に搬出量を取りまとめた請求書を受注者に提出する。受注者は請求書の内容を確認し利益金として支払うものとする。受注者は、請求書を受理した日から30日以内に、利益金を指定する口座に振り込むこと。
- (2) 分別後の家電返却分は支払い対象の数量から除外するものとし、カン・小型金属類の総量から、家電返却分を差し引きした重量を支払い対象重量と

する。

- 6 エコ・リレーセンターごじょう敷地内出入り時間及び売払い物の積込み
- (1) 積込みについては受注者が行うものとする。
  - (2) エコ・リレーセンターごじょう敷地内出入り時間は11時50分～13時までと16時～17時15分までとする。(土日祝祭日は除く)
  - (3) 積込み時間は、11時50分から13時までと16時から17時15分までとする。(土日祝祭日は除く)
  - (4) 積込み用機材は、発注者の許可を得て使用することが出来る。
  - (5) 引取り時に要する人員及び運搬車両などは受注者が準備する。

## 7 車両

五條市の資源買い取り業者であることを示す表示を行うこと。

## 8 報告書

受注者は、毎月引き取ったカン・小型金属類の総量並びに、その中から選別したスチール缶、アルミ缶、ビン、鉄類、家電類、その他のそれぞれの数量を記した報告書を発注者に提出すること。

## 9 業務上の注意

業務の実施にあたっては、作業員はヘルメットを着用し、衛生面及び火気等に留意するとともに、発注者の業務に支障のなきよう次の事項について十分注意すること。

- (1) 業務によりごみ等を飛散させた場合は、清掃すること。
- (2) ガソリン等の引火物や危険物は持ち込まないこと。
- (3) 業務実施にあたり、発注者の備品等を使用する場合は、発注者の許可を受けること。
- (4) 発注者の施設、備品を損傷した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、損傷部は受注者の責任で修理現状復旧を行うこと。
- (5) 運搬中に飛散することのないよう運搬方法に留意すること。
- (6) その他細部については、発注者の指示に従うこと。

## 10 法令等の遵守

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関

係法規を遵守するとともに、発注者の指示に従い発注者には一切の迷惑を  
かけないものとする。

(2) 処理施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条  
第1号への一般廃棄物の積替及び同条同号りの一般廃棄物の保管を行う場  
合に準じた施設であること。

(3) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号及び  
第2号に定める基準に適合する者であること。また、契約期間中に定める  
基準に適合しなくなったときは、発注者から委託契約を解除することでき  
る。